

幼児教育・保育の無償化 早わかり表〈施設の方へ〉

1) 無償化の範囲について

		家庭の状況	無償化の範囲	
		保育の必要性	保育料	預かり保育
1号認定子ども	満3歳児クラス	有り	○	○(注)
		無し	○	×(対象外)
	3～5歳児クラス	有り	○	○(注)
		無し	○	×(対象外)
2号認定子ども	3～5歳児クラス	有り	○	/
3号認定子ども	0～2歳児クラス	有り	×(対象外) ※非課税世帯のみ無償化	

(注) 預かり保育部分の無償化には、市町村で保育の必要性の認定を受ける必要があります。

2) 副食費の免除対象範囲について

	第1子	第2子	第3子以降
年収360万円相当未満世帯	○	○	○
年収360万円相当以上世帯(※)	実費徴収	実費徴収	○

【副食費について】
市町村によっては、独自の軽減により免除対象が拡大している場合があります。

(※) 360万円相当以上世帯の子どもの算定基準

- ◆ 1号認定子ども…小学校第3学年修了前(同一世帯内のみ)
- ◆ 2号認定子ども…小学校就学前(同一世帯内のみ)